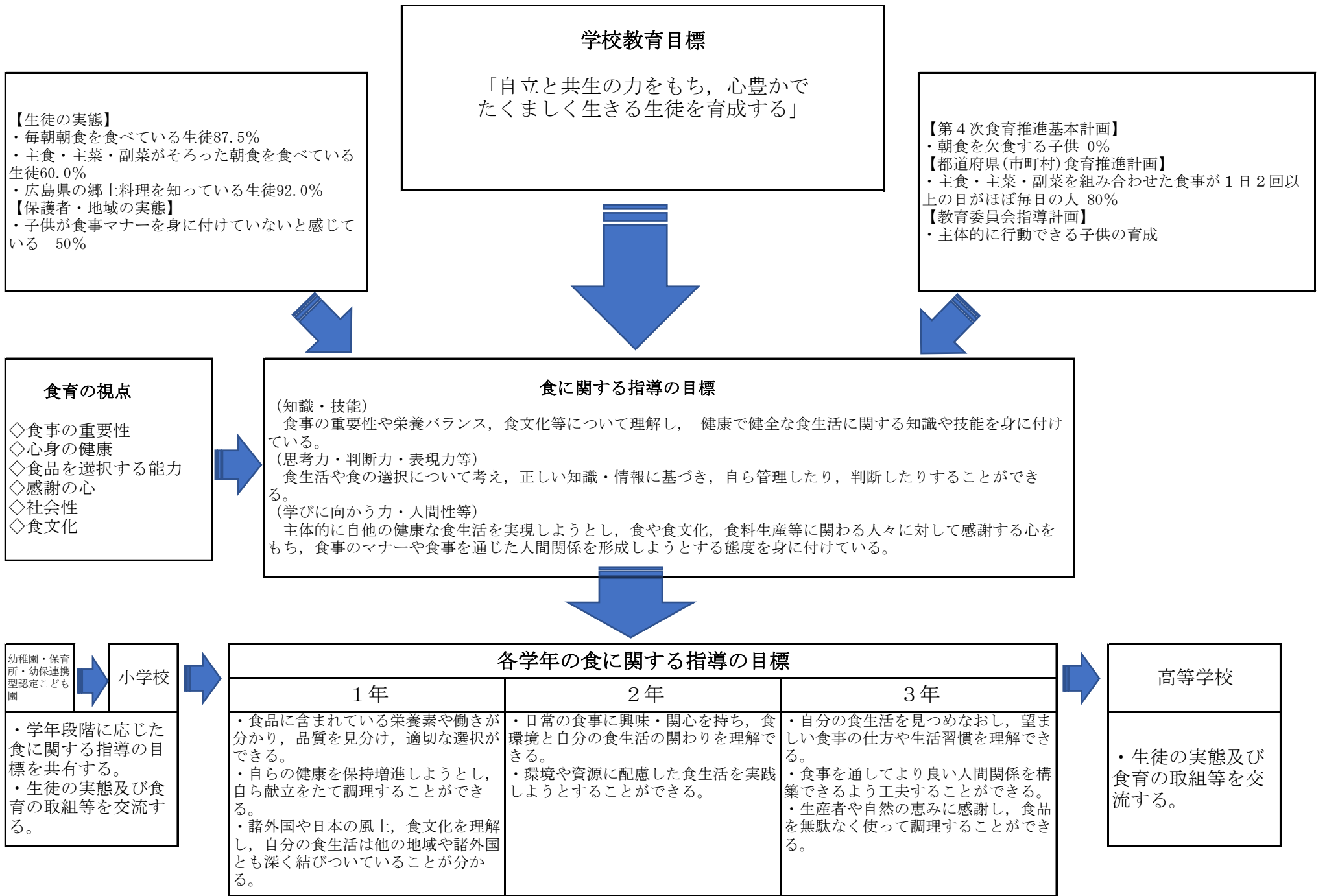


<中学校> 食に関する指導の全体計画①



食育推進組織（食育推進委員会）

- ・生徒の食に関する指導の充実を図り、心身ともに健康な生徒を育成するために食育推進委員会を設置する。
- ・食育推進委員会は、校長、教頭、栄養教諭、養護教諭、教務主任その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導。
社会、理科、技術・家庭、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食に時間における食に関する指導：
 - 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認。
 - 給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得。
- 個別的な相談指導：肥満、やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スポーツ、食行動の問題等について、管理職、保健主事、学級担任、栄養教諭、養護教諭、体育主任（部活動担当）、SC、SSW、給食室等が連携して対応。

地場産物の活用

- 物資購入委員会：地場産物の選定を拡充
- 地場産物等の校内放送や指導カードを使用した給食時の指導の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る。

家庭・地域との連携

- 積極的な情報発信、関係者評価の実施、地域ネットワーク（人材バンク）等の活用
- 学校だより、食育（給食）だより、保健だより、学校給食試食会、家庭教育学級、学校保健委員会、講演会、料理教室
- 自治体広報誌、ホームページ、公民館活動、食生活推進委員・生産者団体・地域食育推進委員会、学校運営協議会

食育推進の評価

- 活動指標：計画に基づいて、食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整を行うことができたか。
- 成果指標：毎朝朝食を食べている生徒100%
主食・主菜・副菜がそろった朝食を食べている生徒 80.0%以上
子供が食事マナーを身に付けていないと感じている保護者 30%以下